

日南町教育委員会教育情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、日南町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）及び日南町立学校、保育園・こども園（以下「町立学校等」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、様々な脅威に対する抑止、予防、検知及び回復について、組織的かつ計画的に取り組むための統一的な方針であり、その基本的な考え方及び方策を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基本方針において使用する用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 鳥取県教育情報通信ネットワーク（以下「Torikyo-NET」という。）

鳥取県教育委員会が教育の情報化の充実を目的として、鳥取県内の公立学校及び教育機関の情報の共有化を図るために整備した情報通信ネットワークをいう。

(2) 情報システム

ソフトウェア、記録媒体、ネットワーク及び機器等で構成される情報処理又は通信に用いる仕組みをいう。

(3) データ

情報システムにより処理又は通信される情報並びに情報システムを利用して処理する業務に係る紙及び電磁的記録媒体等に記録された情報をいう。

(4) 日南町教育情報セキュリティポリシー

町教育委員会が保有する情報資産のセキュリティ対策について取りまとめたもので、この基本方針及びこれに基づく教育情報セキュリティ対策基準をいう。

(5) 機密性

情報にアクセスすることが認可された者だけがアクセスできる状態を確保することをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない正しい状態を確保することをいう。

(7) 可用性

許可された利用者が、必要なときに情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(適用する職員の範囲)

第3条 この基本方針を適用する職員の範囲は次のとおりとする。

(1) 町立学校等に勤務する県費負担教職員及び日南町職員並びに町教育委員会事務局職員（以下「教職員等」という。）

(2) 外部委託事業者の職員

(適用範囲)

第4条 この基本方針は、町教育委員会事務局及び町立学校等における情報資産の取扱いについて適用する。ただし、Torikyo-NET及び鳥取県教育委員会の教育情報システムに係るもの（学校業務支援システムを含む）は、鳥取県教育情報セキュリティ基本方針（令和2年8月21日付第202000102589号鳥取県教育長通知）による。

2 この基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 情報システム（Torikyo-NET及び鳥取県教育委員会の教育情報システムに係るもの（学校業務支援システムを含む）は除く。以下同じ。）及びこれらに関する施設及び設備
- (2) 情報システムで取り扱う情報及びソフトウェア（これらを印刷した文書を含む。）
- (3) 情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書
- (4) 上記（1）～（3）の他、次の者に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
 - ア 町立学校等に在籍している、又は在籍していた者
園児、児童生徒、卒業生、他校へ転校した者等
 - イ その他、町立学校等の保育及び教育活動に関係する者
入学する予定の幼児、園児・児童生徒等の保護者、同窓会関係者、教材等を取り扱う民間事業者等

（統一的な情報セキュリティの確保）

第5条 統一的な情報セキュリティの確保のため、最高教育情報セキュリティ責任者（CISO）、統括教育情報セキュリティ責任者及び教育情報セキュリティ責任者をおく。

（情報の分類及び管理）

第6条 統括教育情報セキュリティ責任者は、情報資産について、情報の機密性、完全性、可用性等を踏まえた分類を行うとともに、適切な管理が行われるよう、教育情報セキュリティ管理者及び教育情報システム管理者に対して指導又は助言を行う。

（情報セキュリティ対策）

第7条 統括教育情報セキュリティ責任者は、情報資産を盗難、破壊、災害等の脅威から守るため、次の対策を講じる。

(1) 人的セキュリティ対策

すべての教職員等に対する情報セキュリティに関する権限や責任及び遵守すべき事項を明確に定め、教職員等に対する周知及び徹底を図るとともに、十分な教育・啓発を行う等必要な対策を講じる。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立入り、情報資産への損害及び利用の妨害等から保護するための物理的な対策を講じるよう、教育情報セキュリティ管理者に対して指導又は助言を行う。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報資産を不正アクセス等から保護するため、情報資産へのアクセス制御、ネットワーク

管理並びに情報の一元化及び集中化等、機密性、完全性及び可用性の確保を可能な限り自動化する等の技術的対策を講じるよう、教育情報システム管理者に対して指導又は助言を行う。

(4) 運用等における対策

情報システムの監視、情報セキュリティ対策の遵守状況の確認等運用面の対策を講じるよう、教育情報システム管理者に対して指導又は助言を行う。

(5) 緊急時におけるセキュリティ対策

緊急事態が発生した場合に、迅速かつ適切な対応が可能となるよう危機管理対策を講じる。

(情報セキュリティにおける対策基準の策定)

第8条 教育情報セキュリティ責任者は、この基本方針を守り、教育情報セキュリティ対策を具体的に実施するため、全ての情報資産に共通の基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。なお、この対策基準は、公にすることにより、町教育委員会の情報セキュリティの維持に支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

2 前項の対策基準により難しい特段の事情のある情報資産については、統括教育情報セキュリティ責任者との協議により、別途、当該情報資産に係る情報セキュリティ対策基準を個別に定めることができる。

(教職員等の義務)

第9条 教職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持つとともに、業務の遂行において、教育情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。また、外部委託事業者業務を行わせようとする場合は、契約又は別途取決めを行うことにより、教育情報セキュリティポリシーを守らせるために必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ監査の実施)

第10条 教育情報セキュリティ責任者は、教育情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的及び必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

附 則

1 この方針は、令和4年4月1日より施行する。